

件名

信用金庫法施行令第八条の三第二号等の規定に基づき、引当金及び剰余金等を定める件の一部を改正する  
件

○金融庁告示第 号

銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和六年内閣府令第 号）の施行に伴い、信用金庫法施行令第八条の三第二号等の規定に基づき、引当金及び剰余金等を定める件（平成十年大蔵省告示第二百二十三号）の一部を次のように改正し、令和六年五月十八日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を削る。

改正後	改正前
<p>信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）第八条の三第二号並びに信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第五十条第二項第三号、第五十三条第二項第二号及び第六十四条第二項第七号の規定に基づき、信用金庫法施行令第八条の三第二号等に規定する引当金及び剰余金等を次のように定める。</p> <p>「条を削る。」</p>	<p>信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四百四十二号）第八条の三第二号並びに信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第五十条第二項第三号、第五十三条第二項第二号、第六十四条第二項第七号及び第一百条第一項第十号の規定に基づき、信用金庫法施行令第八条の三第二号等に規定する引当金及び剰余金等を次のように定める。</p> <p>（届出を要しない施設の設置等に係る業務）</p> <p>第五條 規則第一百条第一項第十号に規定する金融庁長官が別に定めるものは、法第五十三条第三項第八号又は第五十四条第四項第八号に規定する業務のうち、特定の施設内の一定の場所に職員を派遣して行うものとする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	